


東京都の財政

平成 23 年4月

 東京都財務局

目 次

第1章 財政状況と財政運営

都の予算規模	3
一般会計予算規模の推移	4
歳入の状況	5
都税収入の推移	6
法人事業税の不合理な暫定措置	7
実質的な都税収入の推移	8
歳出の状況（目的別分類）	9
歳出の状況（性質別分類）	10
一般歳出の推移	11
財政再建の取組と成果	12
平成23年度予算編成における事業評価の取組	13
都債の推移	16
公債残高で見る都・国の比較	17
基金残高の推移	18

第2章 決算分析

実質収支	20
経常収支比率	21
健全化判断比率等	22
新たな公会計手法の活用	24

第3章 平成23年度予算のあらまし

平成23年度予算の概要	28
予算1万円のゆくえ	31

第4章 地方財政の現状

国と地方の財源配分	34
租税の負担と還元	35
1人当たりの一般財源額	36
大都市に特有の財政需要	37

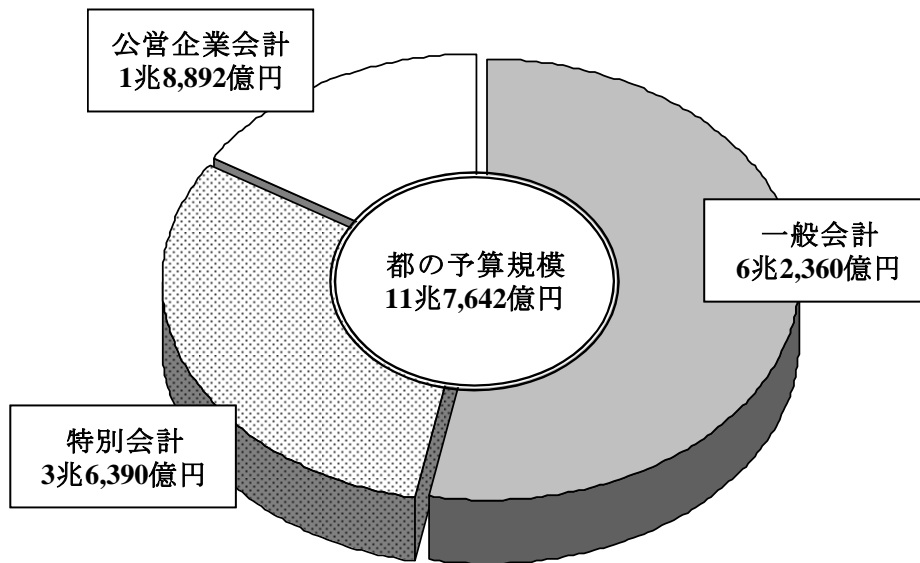
※ 計数については、原則として、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合があります。

※ 本資料は、平成23年度当初予算額を基準に作成しています。

第1章 財政状況と財政運営

都の予算規模

- 平成23年度の一般会計の予算規模は、6兆2,360億円となりました。
- 一般会計に、特別会計と公営企業会計を合わせた都全体の予算規模は、11兆7,642億円（単純合計）になります。これは、韓国やノルウェーなどとほぼ同じ予算規模になります。



◆ 特別会計・公営企業会計

◇ 特別会計とは、特定の事業や資金などについて、その収支を明確にするために一般会計と分けて経理するための会計です。一般家庭に例えるならば、光熱水費やローンの返済などを、別の財布で管理するようなものです。

都では、特別区財政調整会計、地方消費税清算会計など16会計を設置しています。

◇ 公営企業会計とは、水道、電車、バスなど、独立採算制の公営企業の収支を経理するための会計です。

都では、水道事業会計、高速電車事業会計など11会計を設置しています。

◆ 各国の予算規模

韓国	14兆 898億円 (2010年)
ノルウェー	12兆 7,232億円 (2010年)
サウジアラビア	11兆 8,206億円 (2010年)

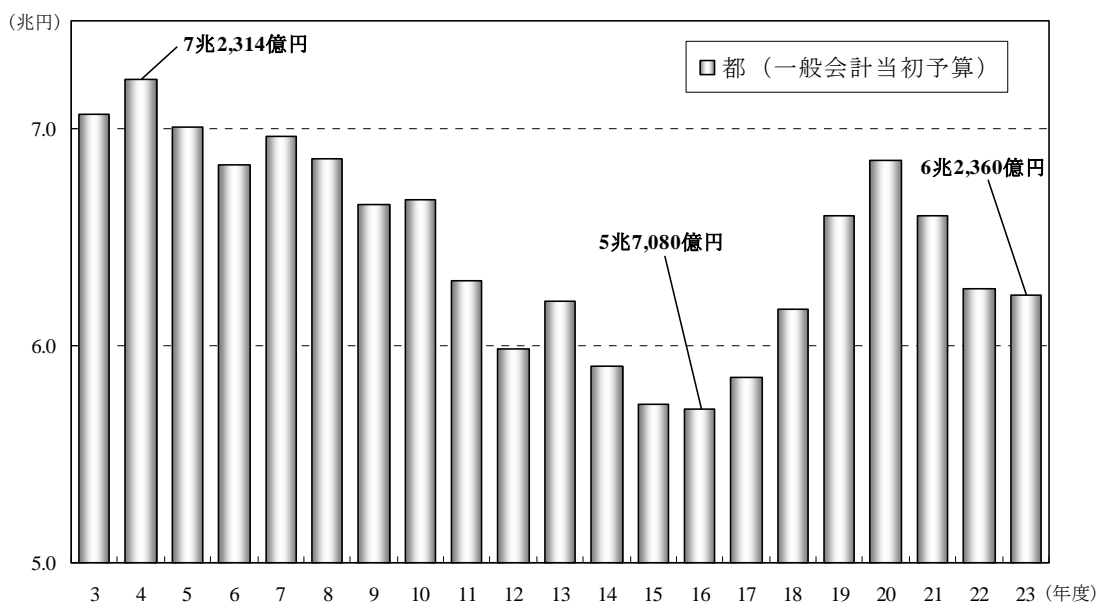
* 為替レートは「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(平成22年12月中において適用)」(平成22年11月19日財務大臣公示)に基づきます。

* 韓国の予算規模は、一般会計ベースです。

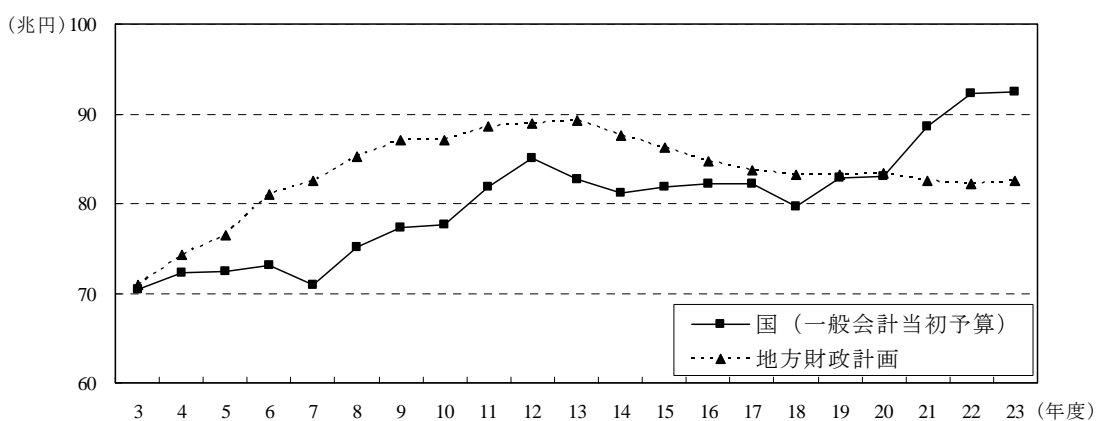
一般会計予算規模の推移

○ 平成23年度の一般会計の予算規模は、6兆2,360億円で、前年度に比べて0.4%の減となりました。

一般会計予算規模の推移



国及び地方財政計画の推移



◆ 一般会計予算規模の比較

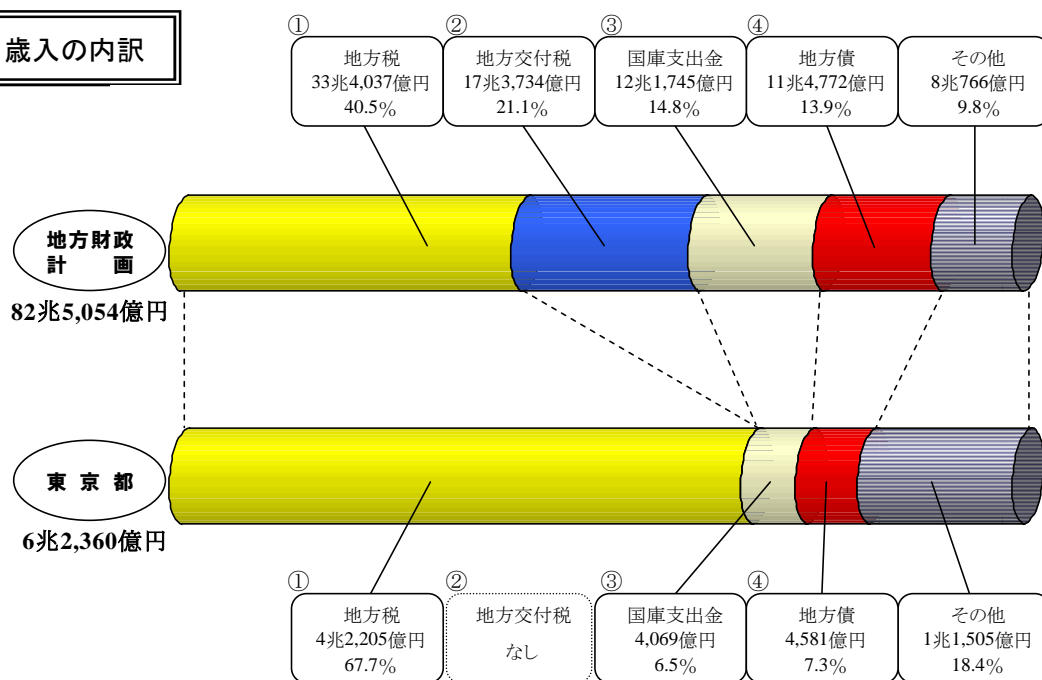
◇ 都の一般会計予算規模は、他の道府県と比べて際立って大きくなっています。

東京都	6兆2,360億円	佐賀県	3,847億円
大阪府	3兆2,417億円	鳥取県	3,223億円
愛知県	2兆1,075億円		

歳入の状況

- 平成23年度予算において、都の歳入は、地方税（都税）が約7割と大きな割合を占めています。
- 都と地方財政計画とを比較すると
 - ① 地方税の割合が高いこと
 - ② 地方交付税が交付されていないこと
 - ③ 国庫支出金の割合が低いこと
 - ④ 地方債の割合が低いこと
 が特徴となっています。
- 都は、昭和29年の地方交付税制度発足以来、一度も交付を受けていない唯一の都道府県であり、他の自治体に比べてより自立した財政運営を行う必要性が高いと言えます。

歳入の内訳



◆ 地方交付税制度と東京都

◇ 地方交付税は、各自治体間の財源の不均衡を調整して、一定の行政水準を実現するため、所得税や法人税など法定五税の一定割合を原資として自治体に用途を制限せず交付されるものです。

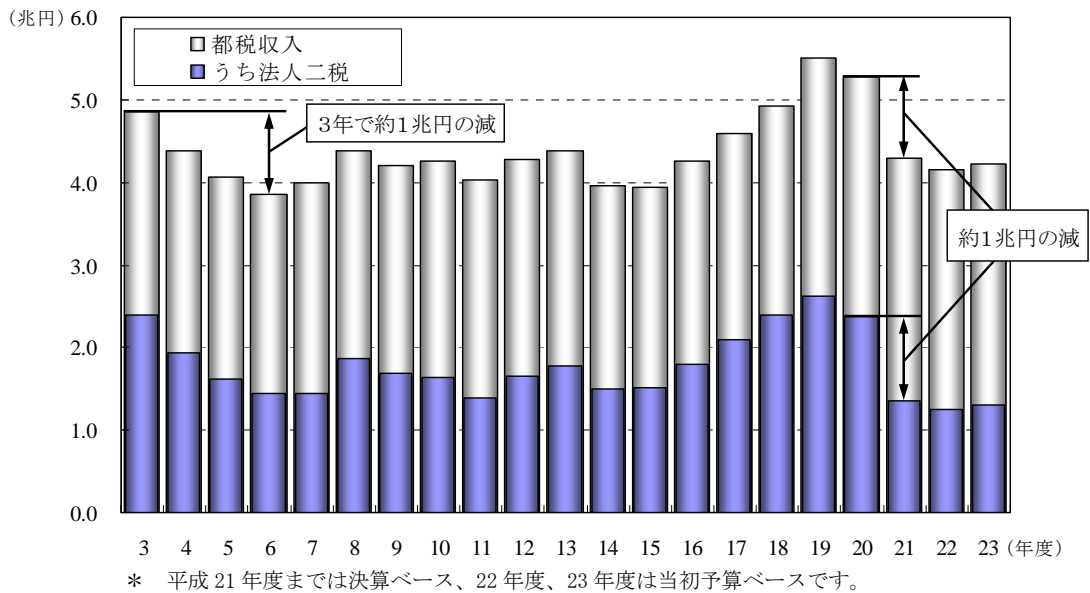
都は地方交付税の不交付団体であり、平成22年度の普通交付税算定では、特別区分を含む財源超過額が約3,800億円となっています。しかし、そもそも、この財源超過額は、交付税制度における配分技術上の数字であり、昼間流入人口の算定不足に見られるように、東京都の膨大な財政需要の実態をとらえきれていないなど、都財政の実態を反映するものではありません。

さらに、不交付団体であることを理由として、不合理な財源調整措置も受けています。

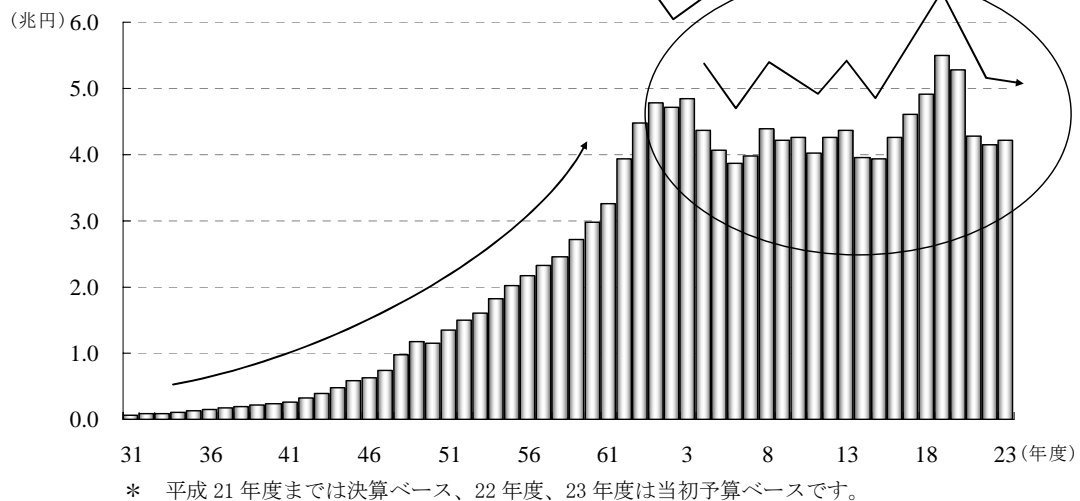
都税収入の推移

- 都の歳入の中心である都税収入は、景気動向などによる影響を受けやすい法人二税（法人事業税、法人住民税）の比率が高く、平成21年度決算では前年度から約1兆円の減となるなど、不安定な構造となっています。
- 平成23年度予算では、都税収入は、企業収益は改善傾向にあるものの、海外経済の減速や円高の影響に加え、繰越欠損金による税収減などにより、前年度に比べて692億円、1.7%の小幅な増となりました。

都税収入の推移(平成3年～)



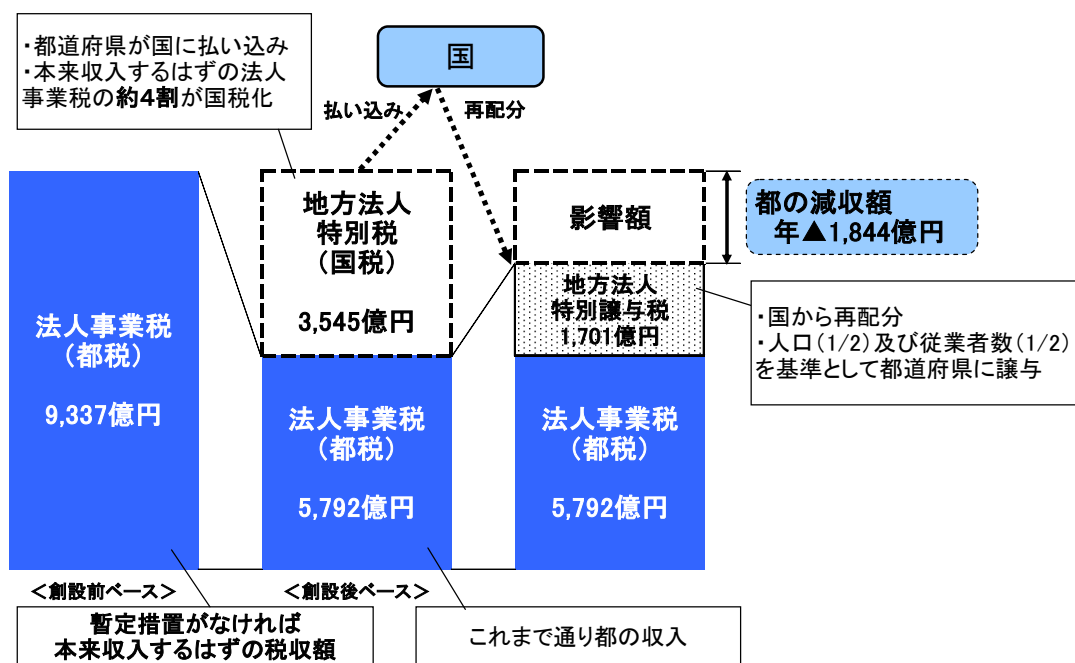
都税収入の推移(昭和31年～)



◆ 法人事業税の不合理な暫定措置

- ◇ 平成 20 年度税制改正において、「地域間の税収の偏在の是正」を名目に、暫定措置として、法人事業税の一部が国税化され、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されました。
- ◇ そもそも、法人事業税は、法人の事業活動と地方自治体の公共サービスとの幅広い受益関係に着目した税であり、法人が地方自治体の公共サービスに対して応分の負担をすべきものです。これを国が他地域に再配分することは、受益と負担の観点から見て、不合理であるとともに、地方の課税自主権を国が侵害することにほかなりません。
- ◇ また、この措置により、1,800 億円を超える財源が都から奪われており、その穴埋めとして基金を取り崩して対応せざるを得なくなっています。このことは、都の中長期的な施策の展開を支える財政基盤に影響を与えるものであり、都財政にとって将来にわたる負担となるものです。
- ◇ 国は、地方税の原則を歪め、都の財源を不合理に奪う暫定措置を直ちに撤廃し、地方の法人事業税として復元すべきであり、都は引き続き、その実現を強く求めています。

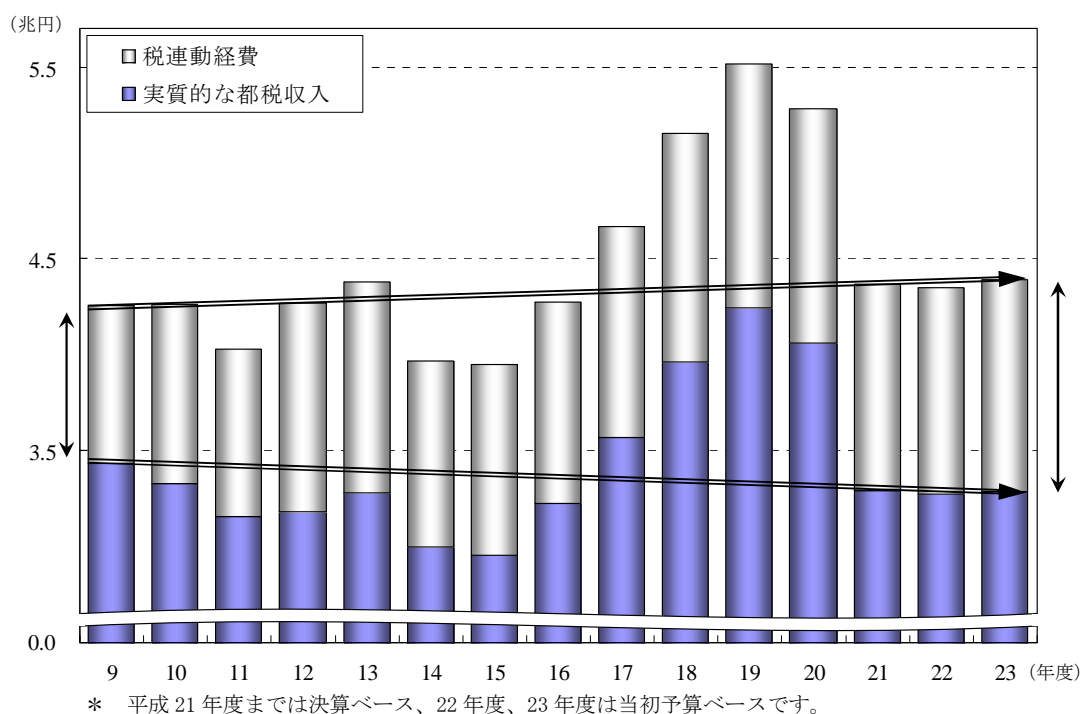
《地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の仕組み（イメージ図）》



* 影響額は、平成 23 年度当初予算ベースです。

実質的な都税収入の推移

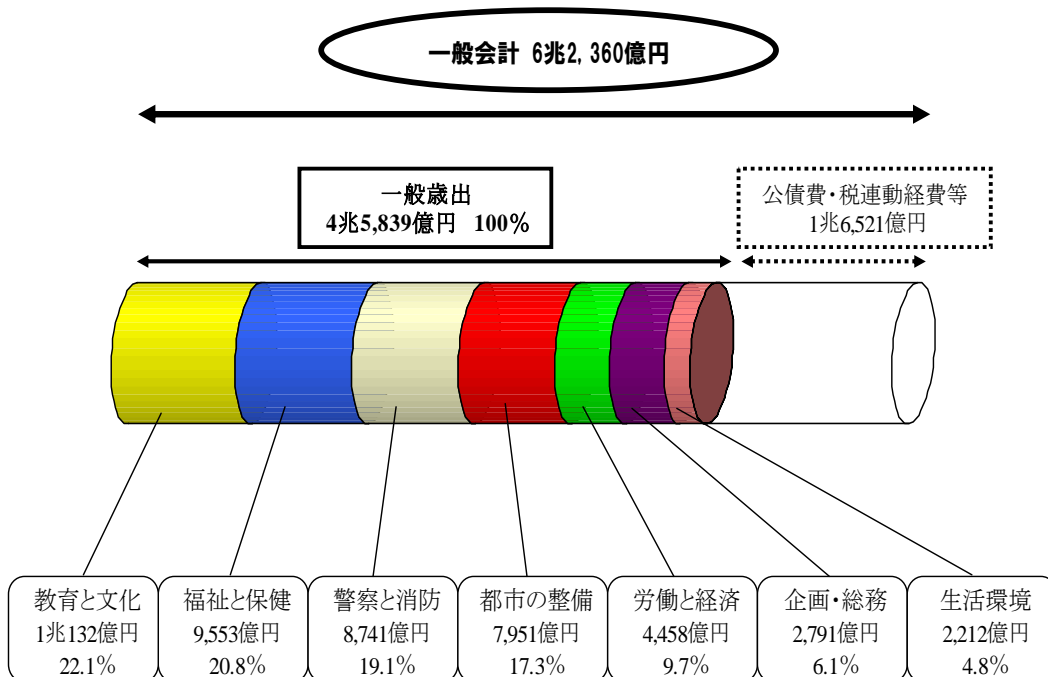
- 都税には、地方消費税や自動車取得税のように、都が一度徴収した後、その一部を区市町村に交付するものがあります。
また、都区財政調整制度により、都が徴収する固定資産税、市町村民税（法人分）、特別土地保有税の一定割合を特別区財政調整交付金として交付しています。
- このように、法律などにに基づき、税収の一定割合を支出しなければならない経費を税連動経費と呼び、特別区財政調整交付金の配分割合の変更や、地方消費税交付金の創設などにより近年増加しています。
平成23年度には都税収入全体の約4分の1を占めています。
- 例えば、平成9年度と23年度を比較してみると、都税及び地方譲与税を合計した額は増加しているにもかかわらず、そこから税連動経費を引いた「実質的な都税収入」は、減少していることがわかります。
- 平成23年度予算の「実質的な都税収入」は、前年度に比べて135億円、0.4%の増の3兆2,875億円となり、ほぼ水準にとどまっています。



歳出の状況（目的別分類）

- 平成23年度予算の歳出総額6兆2,360億円のうち、政策的経費である一般歳出の金額は4兆5,839億円です。
- 一般歳出とは、歳出総額から、法令の定めにより税収の一定割合を区市町村に対して交付する経費や、過去の借入の返済に充てる経費などを除いた部分になります。
- 一般歳出を「教育と文化」などのように、行政目的に応じて区分すると、最も多く予算が配分されているのは、「教育と文化」で、以下「福祉と保健」「警察と消防」「都市の整備」と続いています。

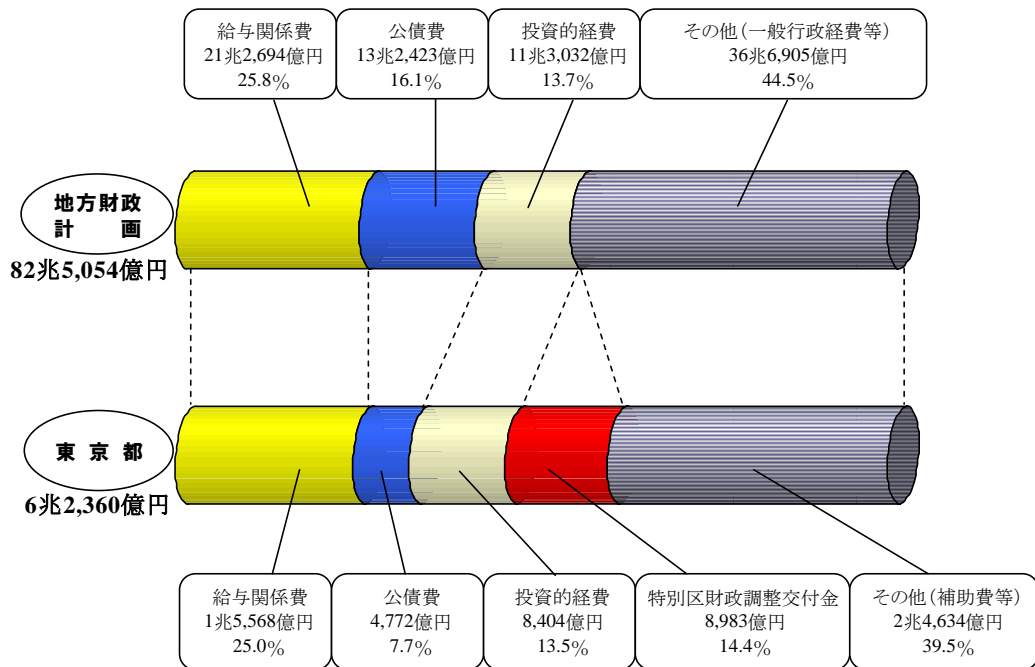
歳出の目的別分類



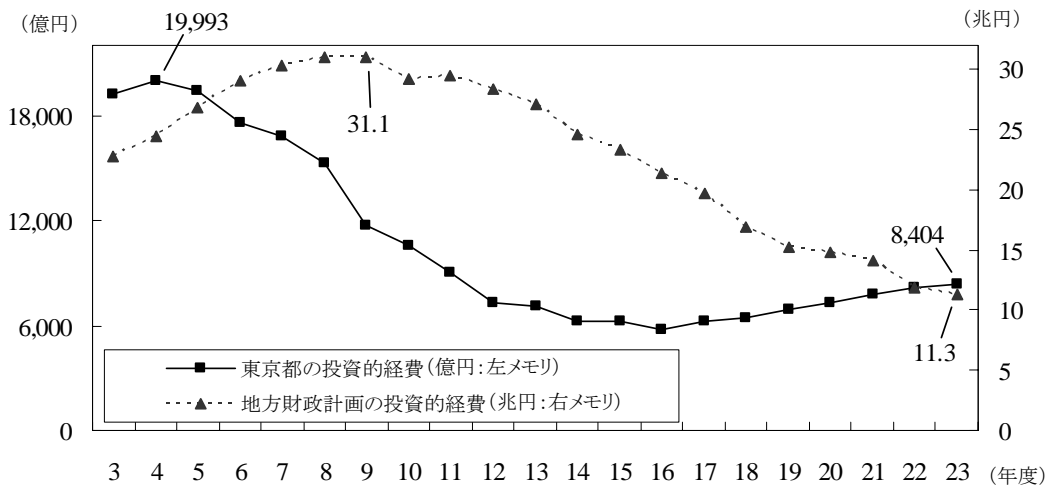
歳出の状況（性質別分類）

- 平成23年度予算の性質別内訳を都と地方財政計画とで比較すると、都は、「公債費」の割合が低いことがわかります。
このほか、都の特徴として、地方自治法などに基づく「特別区財政調整交付金」(約9,000億円)が計上されています。

歳出の性質別分類



投資的経費の推移

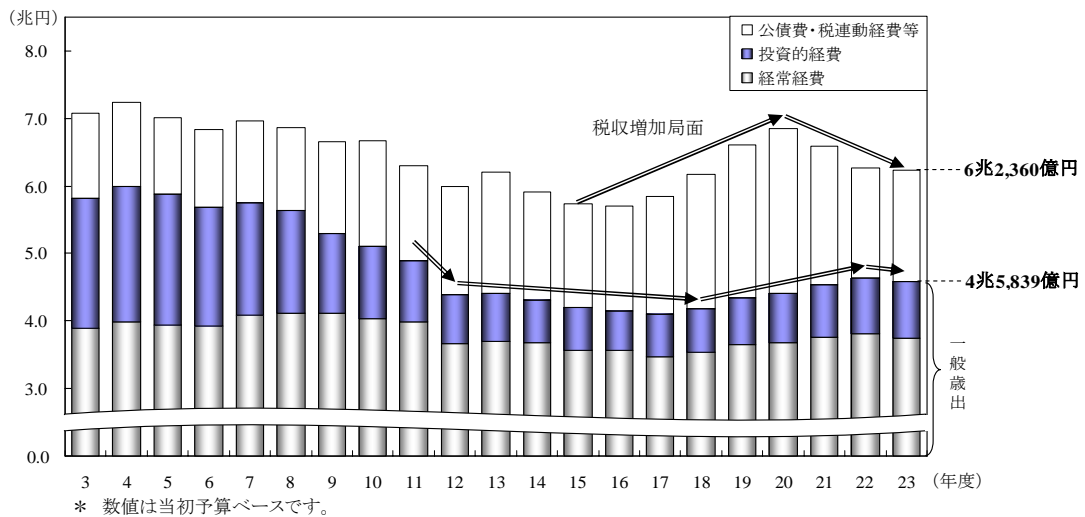


一般歳出の推移

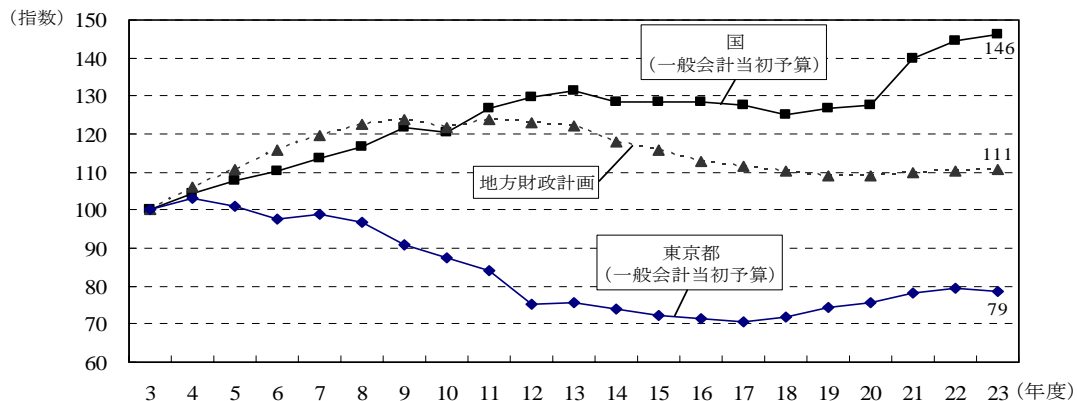
○ 都はこれまで、内部努力や施策の見直し・再構築などにより徹底した歳出削減を行ってきました。また、税収が増加していく局面においても、必要な施策は着実に実施しながら、むやみに一般歳出を拡大することなく、基金を積み立て、都債の発行を抑制するなど、財政対応力を確保してきました。

○ 平成23年度予算の一般歳出は、都政の諸課題に積極的に対応する一方で、事業評価を通じた施策の検証や実績等に基づく徹底した歳出の精査に取り組んだことなどにより、前年度に比べて1.0%減の4兆5,839億円となりました。

一般歳出の推移（金額）



一般歳出の推移（指数）



◆ 投資的経費と経常経費

◇ 一般歳出は、投資的経費と経常経費に分けることができます。投資的経費とは、道路や公園などの社会資本の整備費や学校及び福祉施設の建設費などです。一方、経常経費は、職員の人件費など運営にかかる経費です。

財政再建の取組と成果

- 都は、平成10年度決算において、過去最悪の1,068億円もの実質収支の赤字を計上し、その後も毎年巨額の財源不足が生じる見通しとなるなど、未曾有の危機に直面しました。
- そのため、平成11年度以降、二次にわたる財政再建推進プランを策定し、全庁を挙げて財政再建に取り組んできた結果、財政再建を達成しました。

これまでの主な取組

- ◇ 内部努力
 - ・ 職員定数の削減…… △2万3,568人
(11年度 188,819人 → 23年度 165,251人)
* 清掃事業の特別区への移管による定数減7,994人を含む。
 - ・ 職員給料のカット…… △4%
(平成12年当時、全国で最も厳しい内容)
* 平成12年、13年、14年に実施
 - ・ 監理団体の見直し…… △31団体
(11年度 64団体 → 22年度 33団体)
- ◇ 施策の見直し
 - ・ 役割を終えた事業、必要性が薄れた事業の廃止、休止
 - ・ 民間又は国及び区市町村との役割分担の観点からの見直し
 - ・ 費用対効果の観点から見た施策の規模・水準・手法の見直し
 - ・ 類似事業の整理
 - ・ 事業手法としての民間活力の活用
- ◇ 徴税努力
 - ・ 徴収率の改善…… 11年度 93.7% → 21年度 96.8%

財政再建の成果

- ◇ 巨額の財源不足の解消
 - ・ 11年度予算 4,216億円 → 17年度予算で解消
- ◇ 実質収支黒字化
 - ・ 10年度決算 △1,068億円 → 17年度決算で黒字に転換
- ◇ 「隠れ借金」の解消、基金残高確保
 - ・ 減債基金の積立不足などの「隠れ借金」は、一時は1兆円にも達していたが、ほぼ解消
 - ・ 基金残高の確保…… 11年度末 869億円 → 23年度末(見込) 9,635億円

平成23年度予算編成における事業評価の取組

○ 厳しい財政環境の中にあっても都政の使命を確実に果たしていくため、効率的で無駄がなく、実効性の高い施策を構築していく都自らの継続的な取組として、事業評価を実施しています。

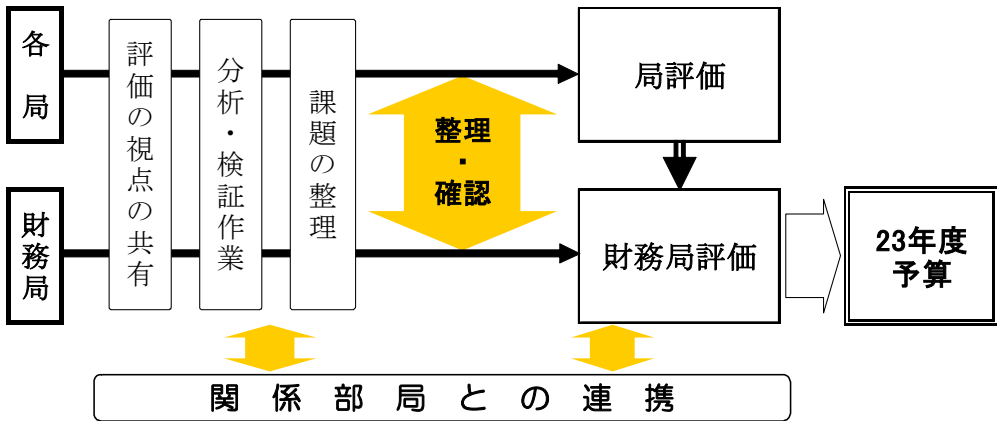
○ 限られた財源の中で都政の諸課題に確実に対応していくためには、一つひとつの事業について、効率的で実効性の高い施策へと向上させていく継続的な取組（マネジメントサイクル）が必要です。こうした観点から、予算編成の一環として事業評価を実施しています。

- 事後検証の徹底

各局と財務局が連携しながら、事業実施に伴う成果や決算状況を厳しく検証し、必要性や有益性のほか、執行体制や将来の影響等にも十分に留意した上で、「見直し・再構築」、「拡大・充実」などの評価を行います。
- 新たな公会計手法の活用

国に先駆けて導入した新たな公会計の手法も活用して、発生主義の視点から、コストパフォーマンスや資産、負債などのストックの状況について、きめ細かい分析・試算を行うとともに、今後の事業展開などを検討します。

《事業評価の流れ》



○ 開始から5年目を迎えた事業評価は、新たな公会計手法を活用したコスト分析や、対象事業に応じた関係部局との連携など、予算編成の過程でより多面的な検証を行う取組として着実に浸透してきました。

平成22年度は、監理団体等を通じて実施する事業や特別会計、歳入を新たに評価対象に加えるとともに、既に着手している事業についても発生主義の視点から再検証を行うなど、評価対象や手法を充実し、更にもう一段のレベルアップを図りました。

《事業評価の種類》

事後検証による評価（146件）

事後検証を徹底し、事業の必要性や有益性、将来の影響などにも留意しながら、今後の対応を評価します（新たに**特別会計**、**歳入**を評価対象に加えています。）。

自律的経費評価（107件）

各局の創意工夫を促すため、経常的・定型的な経費について、各局の責任の下で自主的・自律的な検証に基づく評価を行います。

施設整備評価（11件）

「主要施設10ヵ年維持更新計画」の対象施設について、改築・改修の着手に当たり、財産の利活用や建築コストの適正化の観点から、関係部局と連携してコストや事業手法を検証します。

情報システム関係評価（41件）

情報システムの開発・運用に当たり、費用対効果を高める観点から、関係部局と連携して、有効性やコストを検証します。

⑨ 監理団体への支出評価（41件）

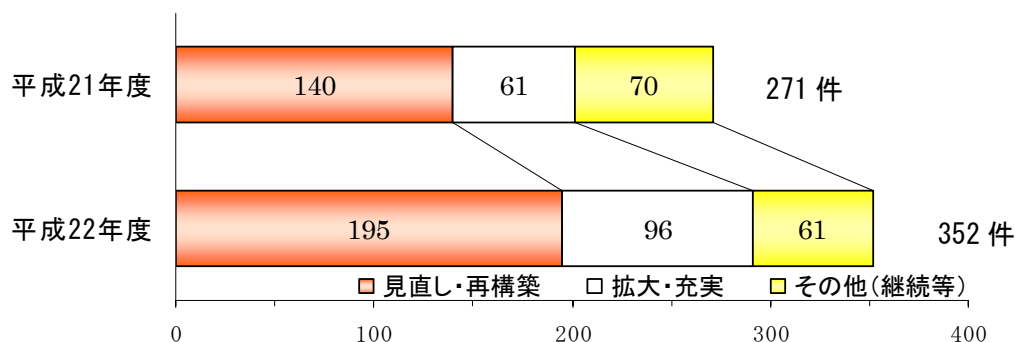
新たな取組として、監理団体への支出を通じて実施する事業について、関係部局と連携して、必要性や有益性などとともに、監理団体が実施する妥当性などを検証します。

⑩ 執行体制の見直しを伴う事業評価（6件）

新たな取組として、効率的で機能性の高い着実な事業実施を図る観点から、関係部局と連携して、執行体制を含めた事業の実施方法などを検証します。

《評価結果の公表》

評価対象の拡大などにより、平成22年度は合計352件の評価結果を公表しています。



◆ 平成22年度事業評価の実施例

【神津島三浦漁港防砂潜堤の設置（泊地維持管理経費の縮減）】

23年度予算 108百万円（22年度予算 80百万円）

（現状・課題）

- ・ 神津島三浦漁港では、背後の山から土砂が流入するため、毎年度しゅんせつ作業を実施し、泊地の維持管理を行っています。
- ・ 貨客船等の安全航行を確保する必要がありますが、しゅんせつ作業には多額の経費がかかります。

（対応）

- ・ 泊地内への土砂の流入量を低減させるため、周囲の海底への防砂潜堤の設置を検討しました。
- ・ 防砂潜堤の設置により、堆積土量を現在の10分の1程度に抑えることが可能となり、しゅんせつ作業は、10年に1度の実施で対応できるようになります。
- ・ また、防砂潜堤は鋼材を使用しないコンクリートであるため、耐用年数（50年）が経過するまで維持管理費用が生じることはありません。
- ・ 防砂潜堤の設置には初期経費が発生しますが、耐用年数を考慮した一年度当たりのコストを試算すると、現行のしゅんせつに比べてコストが半分以下であることがわかります。

《防砂潜堤の設置によるコストメリット（発生主義による試算）》

（単位：百万円）

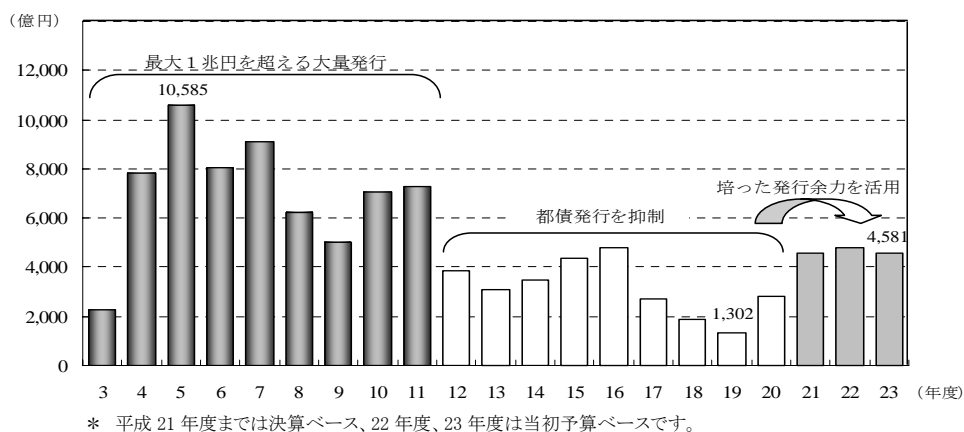
区 分	防砂潜堤設置	現 行 (毎年度しゅんせつ)
減 価 償 却 費	29	-
しゅんせつ経費	8	80
合 計	37	80

- ・ 以上の点から、三浦漁港に防砂潜堤を設置し、貨客船等の安全航行を確保するとともに、コストの縮減を図ります。

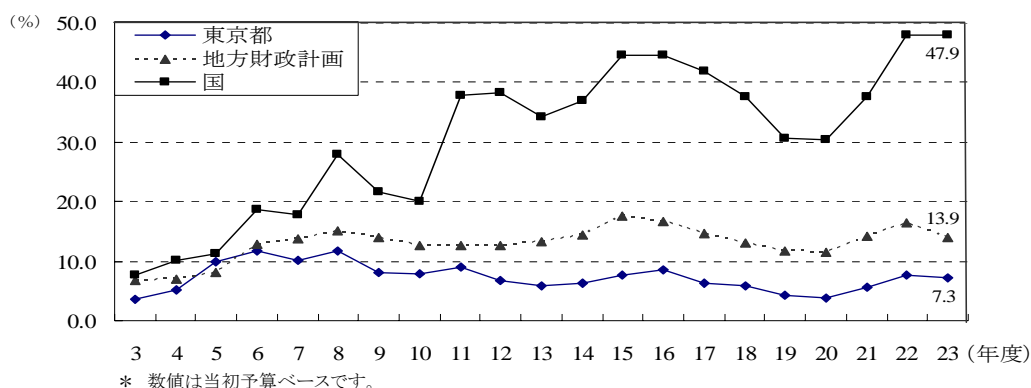
都債の推移

- 平成12年度以降、都債発行の抑制に努め、発行余力を十分に確保してきました。
- 平成23年度予算では、これまで培ってきた発行余力を踏まえ、将来の財政負担を見据えた上で、適切に活用しています。
- 起債依存度は、国や地方財政計画と比べて低い水準にとどまっております、財政の健全性は確保されています。

都債発行額の推移（一般会計ベース）



起債依存度の推移（一般会計ベース）



◆ 都債の効用

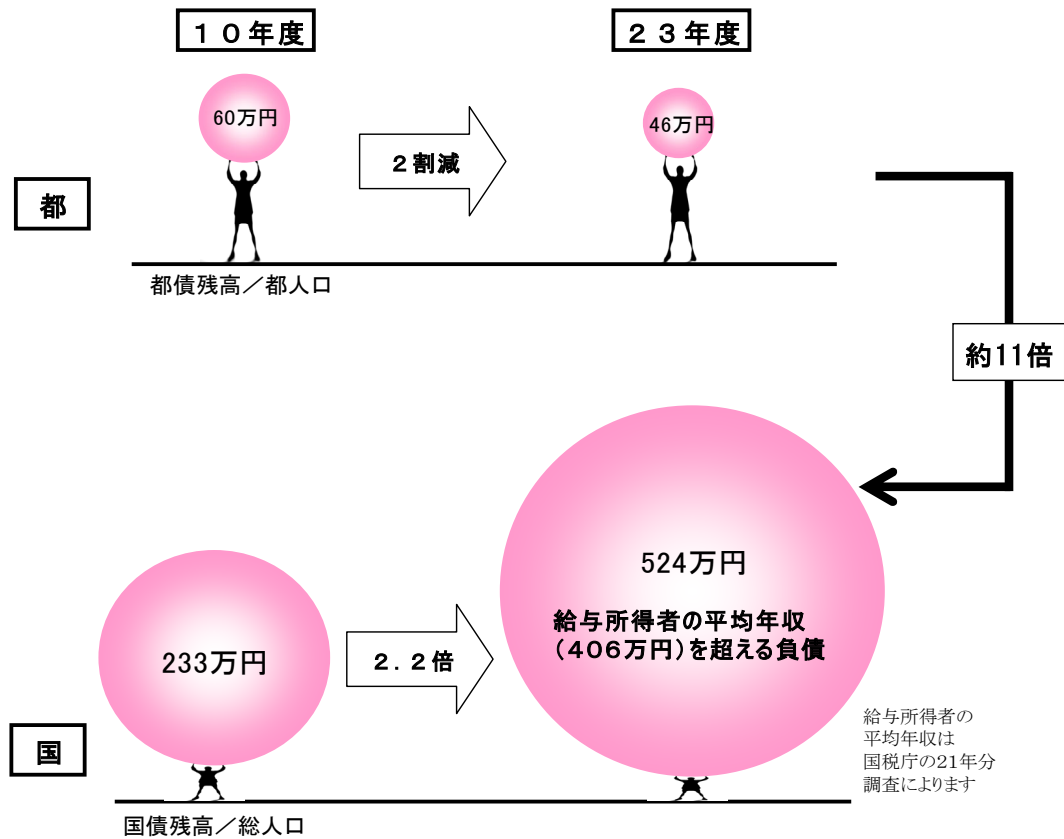
◇ 都債には、世代間の負担の均衡を図るという重要な役割があります。例えば、道路や建物の建設などには、一時期に多額の事業費がかかりますが、一方で、その建設によって生じる便益は将来にわたって及ぶことになります。そこでまず都債によって事業費を賄い、それを償還していく際に、将来の住民の税を充当することで、受益と負担の公平を図っています。

このように、都債は発行しなければよいというものではなく、将来の財政負担とのバランスが大切です。

◆ 公債残高でみる都・国の比較（住民1人当たり公債残高の比較）

- ◇ 将来世代への負担となる公債残高について、平成10年度と23年度（見込）における都と国の残高を比較してみると、都が残高を削減している一方で、国の残高は約2倍に膨れあがっています。
- ◇ 平成23年度（見込）における国の残高は、都の残高の約11倍に当たる524万円となっています。これは、給与所得者の平均年収（406万円）を超える負債となっています。

【住民1人当たり公債残高】

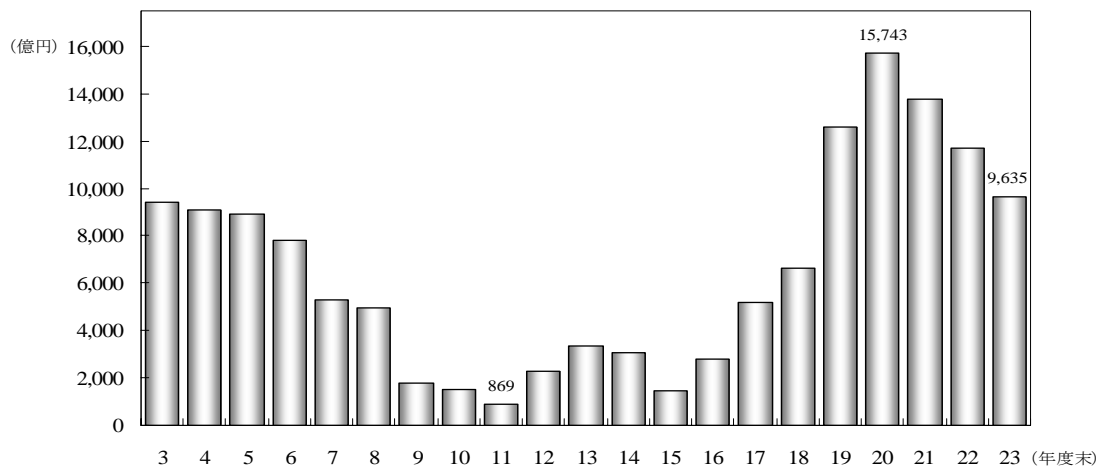


* 都債残高は普通会計ベースで平成23年度は年度末残高見込み、国債残高は普通国債残高ベースで23年度は年度末残高見込みです。
 * 都人口は、東京都総務局「東京都の人口(推計)」、総人口は、総務省統計局資料によります。

基金残高の推移

- 景気の影響を受けやすい都財政にとって、基金の役割は非常に重要であり、これまで基金残高の確保に努めてきました。平成23年度予算では、将来の東京を見据えた集中的取組や必要な施策を着実に実行するために、これまで積み立ててきた基金を活用しています。
- 活用に当たっては、まず、集中的・重点的な施策展開を支える3基金を取り崩すとともに、都市インフラの整備などには、社会資本等整備基金を充当することで必要な財源を確保しています。これにより、財政調整基金の活用は必要最小限にとどめています。

財源として活用可能な基金残高の推移



* 平成21年度末までは決算額、22年度末は最終補正予算反映後の見込額、23年度末は当初予算反映後の見込額です。

財源として活用可能な基金の残高

区 分	(単位：億円)		
	22年度末 残高 (見込)	23年度当初予算 取崩額	23年度末 残高 (見込)
地球温暖化対策推進基金など3基金	366	△ 250	118
社会資本等整備基金	2,803	△ 499	2,376
東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金	4,119	-	4,153
財政調整基金	4,397	△ 1,458	2,989
計	11,686	△ 2,207	9,635

* 積立額を表示していないため、表内の計数の合計は一致しません。

◆ 基金

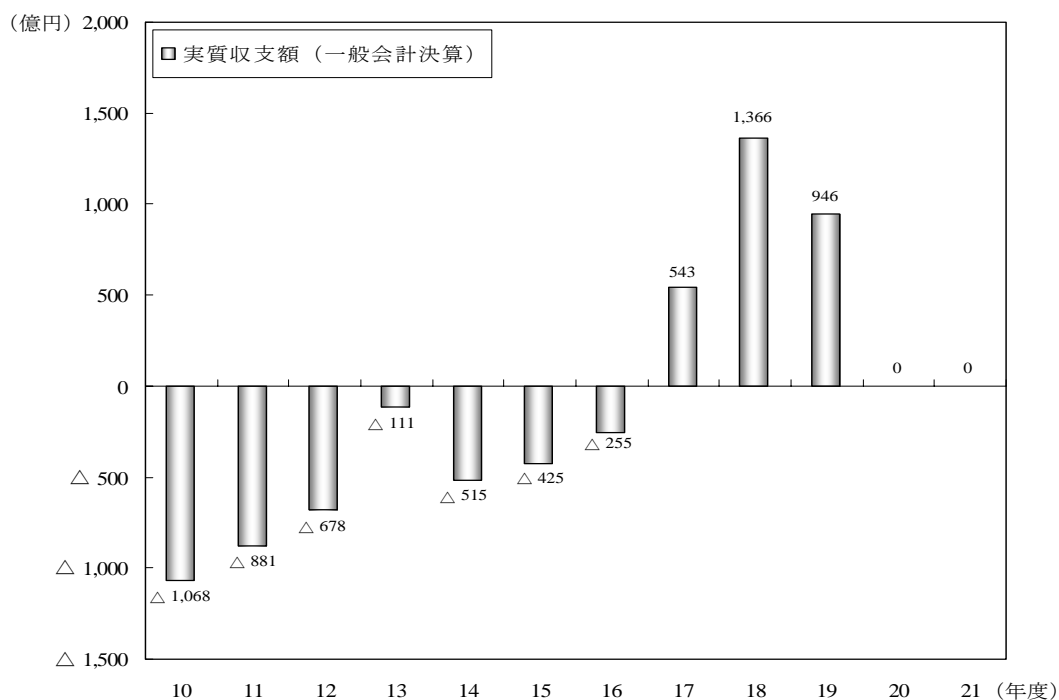
- ◇ 基金とは、地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のためにあらかじめ資金を積み立てておくもので、わかりやすく言えば、一般家庭の貯金に当たります。

第 2 章 決算分析

実質収支

- 都の実質収支は、平成10年度に、1,068億円という巨額の赤字となりましたが、その後、財政再建に全力で取り組んだ結果、17年度決算では、元年度以来16年ぶりに、黒字に転換しました。
- 平成21年度決算の実質収支は均衡しました。これは、都税収入が20年度決算対比で約1兆円の減となったものの、最終補正予算における歳出の精査や、活用可能な基金の活用などにより、所要の財源を確保したことによるものです。

実質収支の推移



◆ 実質収支

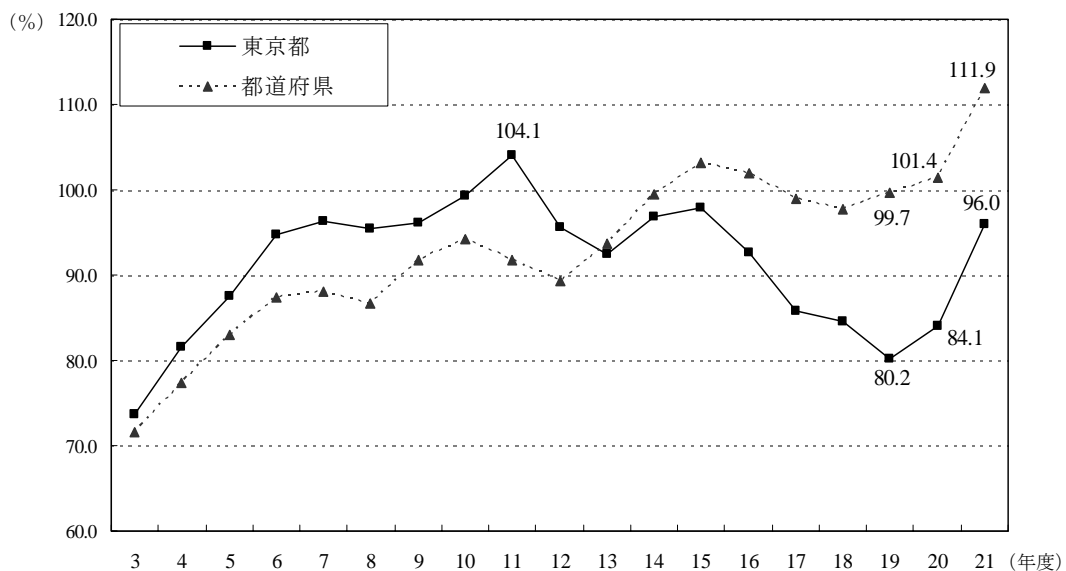
- ◇ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額によって求められる形式収支から、翌年度へ繰越すべき財源を控除した決算収支です。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰越すべき財源}$$

経常収支比率

- 普通会計決算の指標に財政の弾力性を示す「経常収支比率」があります。
- 平成 21 年度決算では、歳出面で人件費の減などがあったものの、都税収入の大幅な減少により、20 年度の 84.1%から 11.9 ポイント上昇し、96.0%となりました。

経常収支比率の推移



◆ 経常収支比率

- ◇ 経常収支比率とは、経常的経費に充当された一般財源の、経常一般財源の総額に対する割合です。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100 (\%)$$

人件費、扶助費、公債費などの容易に削減することが困難な経常的経費に、地方税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかによって、財政構造の弾力性を測定するものです。

健全化判断比率等

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律にしたがって、平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率等を算定した結果、すべての比率において基準を下回っており、都の財政が健全であることをあらわしています。

実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合	－%	(参考) 早期健全化基準 5.54% 財政再生基準 8.57%
連結実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額に公営企業会計の資金不足額の合計を加えた連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合	－%	(参考) 早期健全化基準 10.54% 財政再生基準 28.57%
実質公債費比率	公債費相当額に係る一般財源等の標準財政規模に対する割合	3.1%	(参考) 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%
将来負担比率	都債現在高、退職手当負担見込額など、一般会計等において見込まれる将来の負担の標準財政規模に対する割合	77.0%	(参考) 早期健全化基準 400% －
資金不足比率	公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額を示す比率	全会計において －%	(参考) 公営企業会計ごと 経営健全化基準 20%

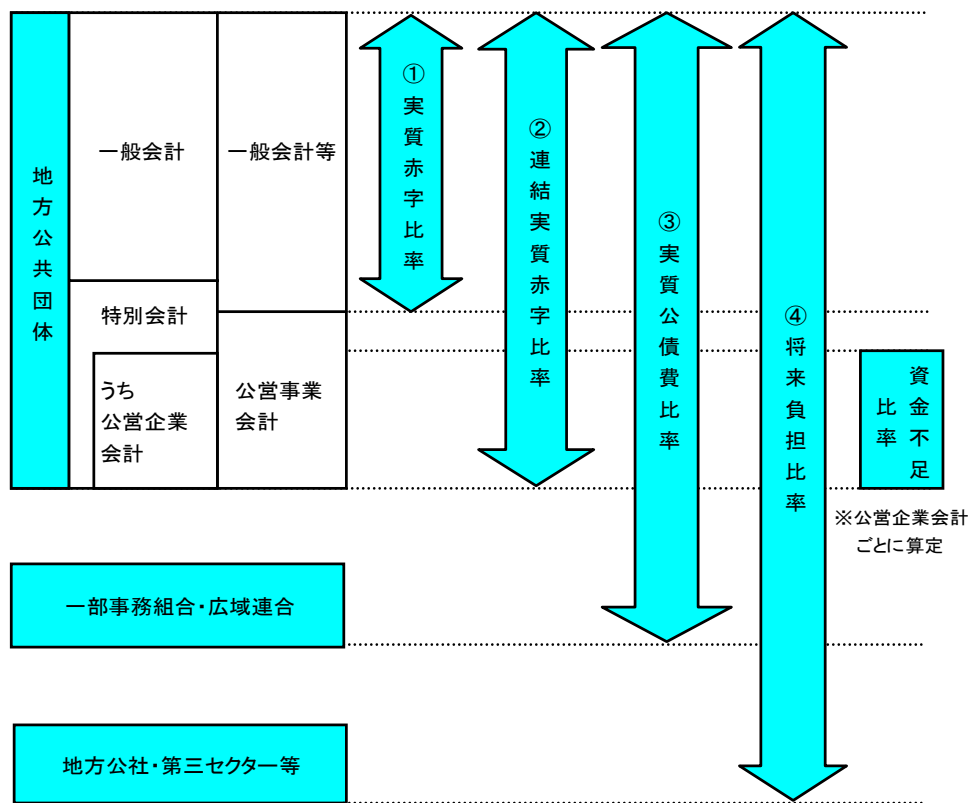
- * 算定結果が「－%」とは、それぞれの赤字額や資金不足額がないため、比率が算定されないということです。
- * 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を定めなければなりません。また、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合、財政再生計画を定めなければなりません。

◆ 健全化判断比率等の課題

- ◇ 例えば、将来負担比率は、今後見込まれる社会資本ストックの更新需要に係る経費等が含まれておらず、また、交付税算入見込額が将来の負担から除かれています。不交付団体である都は、都税収入で対応しなければなりません。
- ◇ このように、健全化判断比率等は都の財政需要や特徴が適切に反映されておらず、都財政の実態をあらわすものではありません。
- ◇ そのため、都においては、将来世代の負担を的確に把握し、持続可能な財政基盤を堅持していく必要があります。新たな公会計手法も活用しながら、中長期的な視点を踏まえた安定的な財政運営を行うことが重要です。

◆ 健全化判断比率等の対象範囲

- ◇ 一般会計等（普通会計とほぼ等しい範囲）の他に、公営事業会計や一部事務組合・広域連合、地方公社・第三セクター等、その地方公共団体の関連する団体に対する一般会計等の負担額を含むものとなっています。



新たな公会計手法の活用

- 東京都では、平成 18 年度から複式簿記・発生主義による会計処理を導入し、この新たな公会計制度によって決算をまとめています。これにより、コスト情報、ストック情報、さらには現金の流れを分析し、より多面的に都財政の実態を示すことができるようになっていきます。
- 平成 21 年度は、都税収入が前年度と比較して約 1 兆円の減となったものの、歳出の洗い直しやこれまで培った財政対応力の活用により、都民サービスに支障を生じさせることなく、都が為すべき役割を果たすとともに、強固な財政基盤を確保していることがわかります。

① 貸借対照表

貸借対照表とは、3月31日時点（ただし、出納整理期間中の増減を含む。）における東京都の資産、負債及び正味財産の状況を明らかにすることを目的に作成しています。

<貸借対照表（普通会計）>

（単位：億円）

科 目	21年度	20年度	増減額
資産の部合計	317,818	314,591	3,227
うちインフラ資産	138,575	137,785	790
うち基金積立金	32,781	32,789	△ 8
負債の部合計	84,395	84,773	△ 378
うち都債	71,654	71,463	190
正味財産の部合計	233,423	229,817	3,605
負債及び正味財産の部合計	317,818	314,591	3,227
資産に対する負債の割合	26.6%	26.9%	-

ほぼ同水準を維持



強固な財政基盤を確保

- 資産においては、行政財産やインフラ資産の増などにより、前年度末比 3,227 億円増加し 31 兆 7,818 億円となりました。一方、負債は退職給与引当金の減などにより、同 378 億円減少し 8 兆 4,395 億円で、ほぼ横ばいとなりました。この結果、資産に対する負債の割合は前年度末比 0.3 ポイント減少し 26.6%となっています。また、都債残高は 7 兆 1,654 億円、基金残高は 3 兆 2,781 億円で、前年度末とほぼ同水準を維持しています。

② 行政コスト計算書

行政コスト計算書とは、発生主義により一会計期間における都の行政サービス活動の実施に伴い発生した「費用」を認識し、その「費用」と財源である「収入」がどのような対応関係にあるか、その差額はどうかを明らかにすることを目的に作成しています。

＜行政コスト計算書（普通会計）＞ (単位：億円)

科 目	21年度	20年度	増減額
通常収支の部			
収入合計	51,834	61,216	△ 9,382
うち地方税	42,691	53,294	△ 10,602
費用合計	50,694	50,412	281
うち税連動経費	11,041	12,536	△ 1,495
通常収支差額	1,140	10,804	△ 9,663
特別収支差額	72	130	△ 57
当期収支差額	1,212	10,934	△ 9,721

- 当期収支差額は、都税収入の大幅減などにより前年度比 9,721 億円減少し 1,212 億円となりましたが、前年度に引き続き収入が費用を上回っています。このことは、基本的には当年度に提供されたサービスの費用が当年度の税金等の収入によって賄われたことをあらわしています。当期収支差額 1,212 億円については、貸借対照表の正味財産の増加に反映しています。

③ キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書とは、資金の流れを「行政サービス活動」「社会資本整備等投資活動」及び「財務活動」に区分し、各区分別の現金収入と現金支出の状況を示す事を目的に作成しています。

＜キャッシュ・フロー計算書（普通会計）＞ (単位：億円)

行政サービス活動		
収入合計		51,683
支出合計		49,623
行政サービス活動収支差額		2,059
社会資本整備等投資活動		
収入合計		8,431
支出合計		10,269
社会資本整備等投資活動収支差額	△	1,838
行政活動キャッシュ・フロー収支差額		221
財務活動		
財務活動収入		4,806
財務活動支出		5,610
財務活動収支差額	△	804
収支差額合計	△	582
前年度からの繰越金		1,661
形式収支		1,078

従来の公会計手法
による形式収支

- 行政活動キャッシュ・フロー収支差額においては、収入が支出を 221 億円上回りました。財務活動収支差額は 804 億円の支出超過となっています。これらの収支差額合計に、前年度からの繰越金を合わせた金額が、従来の公会計手法による形式収支となります。

第3章 平成23年度予算のあらまし

平成23年度予算の概要

- 平成23年度予算は、「厳しい財政環境が続く中であっても都政の使命を確実に果たし、中長期的に施策を支え得る財政基盤を堅持しながら、東京の新たな活力と成長へと結びつける予算」と位置づけ、次の点を基本に編成しました。
- 1 現下の社会経済情勢の下、都民が抱える不安を払拭し、活力を取り戻す効果的な手立てを速やかに講じるとともに、中長期的な視点から、東京が持つ可能性や潜在力を引き出し、新たな成長へ結びつけていく戦略的な取組を揺るぎなく進める。
 - 2 すべての施策を厳しく検証し、その効率性・実効性を一層向上させるとともに、基金残高の確保にも配慮するなど、将来にわたって積極的な施策展開を支え得る財政基盤を堅持する。

ポイント①

【東京の新たな活力と成長へと結びつける取組】

都民の不安を払拭し、活力を取り戻す効果的な取組

社会情勢が厳しさを増す中、雇用や生活などの問題に対して、都民が抱える不安を払拭し、活力を取り戻すため、時機を逸することなく、きめ細かな施策を展開します。

《主な取組》

緊急雇用対策の実施 (389億円)

- ・ 未就職卒業者緊急就職サポート事業(15億円)
⇒ 「紹介予定派遣制度」を活用し、未就職卒業者と中小企業をマッチング
- ・ 新卒者等応援緊急介護人材育成事業(3億円)
⇒ 就職活動中の新卒者等に対して、介護資格の取得を支援し、就職先を拡大
- ・ 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業(10億円)
⇒ 早期再就職の実現のため、一時住居の提供や生活相談などに総合的に対応 など

中小企業に対する総合的な支援 (3,132億円)

- ・ 中小企業制度融資(2,333億円)
⇒ 円高に苦しむ企業を対象に融資メニューを拡充
- ・ ものづくり産業基盤強化グループ支援事業(2億円)
⇒ 開発・生産・営業体制の強化に共同で取り組む中小企業グループを支援
- ・ 海外販路開拓支援事業(1億円)
⇒ 専門商社のネットワークを活用し、企業OB等が海外での販路開拓を支援
- ・ 計画的・効果的な道路などの維持工事の実施(債務負担行為 32億円)
⇒ 債務負担行為の活用により、年間を通した中小企業の受注機会を確保 など

災害に強い都市づくりの推進

(508億円)

- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化のための助成制度(21億円)
 - ⇒ 特定緊急輸送道路(特に重要な緊急輸送道路)沿いの建築物について、耐震性を早期に明らかにし、所有者・区市町村の取組を促すため、耐震診断を義務付けるとともに、緊急臨時措置として、診断費用等の助成を拡充
- ・緊急豪雨対策(3億円)
 - ⇒ 学校、公園、都営住宅などの公共施設を対象に、一時貯留施設の設置を促進等
など

少子化打破に向けた実効性の高い取組の推進

(383億円)

- ・「少子化打破」緊急対策(154億円)
 - ⇒ 認証保育所の入所定員増に向けた取組を推進
 - 保育ママの増員に向けた取組を推進
 - 都型学童クラブの設置を促進
 - 周産期医療体制、小児救急医療体制を強化等
など

東京の可能性を引き出し、新たな成長につなげる戦略的な取組

東京が持つ可能性や潜在力を引き出し、新たな成長につなげるため、活力あふれる都市環境の創造や次代を担う人材の育成など、将来への道筋をつける戦略的な取組を進めます。

《主な取組》

都市機能を向上させるインフラの整備

(2,750億円)

- ・国際コンテナ戦略港湾にふさわしい東京港の整備(208億円)
- ・東京外かく環状道路の整備(77億円)
- ・首都高速道路の整備(449億円)
- ・鉄道の連続立体交差化の推進(448億円)
など

環境問題への先駆的取組の推進

(987億円)

- ・太陽エネルギー利用拡大プロジェクト(22億円)
 - ⇒ 集合住宅を中心に太陽熱利用を大幅に促進
- ・次世代自動車(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)等の普及促進(3億円)
 - ⇒ 電気自動車などの普及促進に向けた支援を実施
など

高齢者の暮らしを支える取組の充実

(386億円)

- ・シルバー交番設置事業(2億円)
 - ⇒ 地域において24時間365日ワンストップサービス機能を担う窓口を設置
- ・訪問リハビリテーション専門人材育成研修事業、現任介護職員資格取得支援事業(0.3億円)
 - ⇒ 専門的な訪問リハビリテーションを行う人材の育成や現任介護職員の資格取得を支援
- ・特別養護老人ホーム整備費補助(101億円)
 - ⇒ 整備率が低い地域への補助の加算などにより、地域偏在を解消し整備を促進
など

将来を担う子供の教育環境の充実

(354億円)

- ・学力・体力向上への取組(11億円)
 - ⇒ 発展的な学習を希望する生徒等に対し、補習を行う指導員を配置
 - 都独自の体力テストを実施し、一人ひとりの結果に応じた学校の特色ある取組を推進等
- ・教員等の資質能力の向上等(17億円)
 - ⇒ 若手教員の育成プログラムの整備や教員の「授業力」の向上を図る取組を推進
など

ポイント②

【将来にわたって積極的な施策展開を支え得る財政基盤の堅持】

依然として厳しい財政環境

平成21年度決算で前年度から約1兆円の減収となった都税収入は、23年度予算でも小幅な増にとどまるなど、依然として厳しい財政環境に直面しています。

法人事業税の暫定措置について撤廃の動きはなく、平成23年度予算においても1,844億円の減収となっています。

施策の効率性や実効性を高める取組

都政の諸課題に確実に対応していくため、無駄をなくし、一つひとつの施策の効率性や実効性を高める取組を徹底しました。

5年目となる事業評価については、対象範囲を拡大するとともに、新たな公会計の視点を一層活用するなど評価手法の充実を図り、事業を検証する機能を強化し、都庁の自己改革力を更に高めています。こうした事業評価の取組を通じ、約210億円の財源確保につなげました。

あわせて、「無駄をなくす」という視点に立って、事業の実績などに基づく歳出の精査を徹底し、前年度と比べて約890億円の事業費の見直しなどを行いました。

都債の適切な活用

都債は、これまで培ってきた発行余力を踏まえ、将来の財政負担を見据えた上で、適切に活用し、4,581億円を計上しています（前年度対比4.3%減）。

起債依存度は7.3%と、前年度から0.3ポイント減少しており、引き続き、財政の健全性を確保しています。

基金の計画的な活用

将来の東京を見据えた集中的取組や必要な施策を着実に実行するために、これまで積み立ててきた基金を活用します。

まず、「スポーツ・文化」「環境」「福祉・医療」の3分野の事業を推進するため、集中的・重点的な施策展開を支える3基金を取り崩す（250億円）とともに、都市インフラの整備などには、社会資本等整備基金を充当（499億円）することで必要な財源を確保しています。

これにより、財政調整基金の活用は必要最小限にとどめました（1,458億円）。

さらに、平成22年度予算の執行状況を踏まえ、不用額になることが明らかな事項等を精査し、基金の取崩所要額の見直しを行いました。これらの取組は、最終補正予算において反映し、その結果、財源として活用可能な基金の残高は、平成23年度末で9,635億円を確保しています。

予算1万円のゆくえ

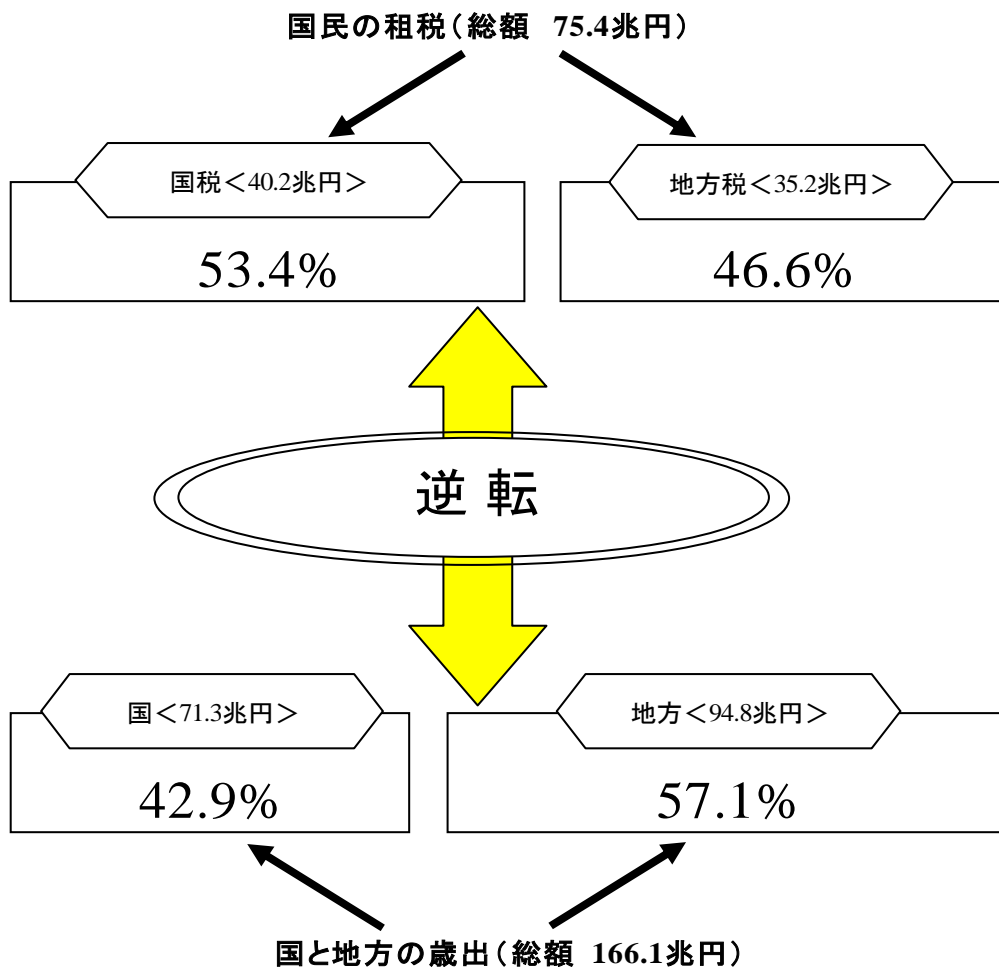
- 平成23年度予算6兆2,360億円を、1万円に置き換えました。
- 都民の期待に応えるため、限られた財源をバランスよく配分しています。

使いみち		1万円の内訳
福祉と健康のために		1,532円
教育と文化振興に		1,625円
中小企業や農林水産業、勤労者のために		715円
快適な都市環境のために		355円
道路・河川・港の整備やまちづくりを進めるために		1,275円
身体と財産の安全のために		1,011円
火災・災害から守るために		391円
都債の償還、利子の支払いに		770円
特別区との財政調整などに		1,880円
その他（市町村の振興など）		448円
合 計		10,000円

第4章 地方財政の現状

国と地方の財源配分

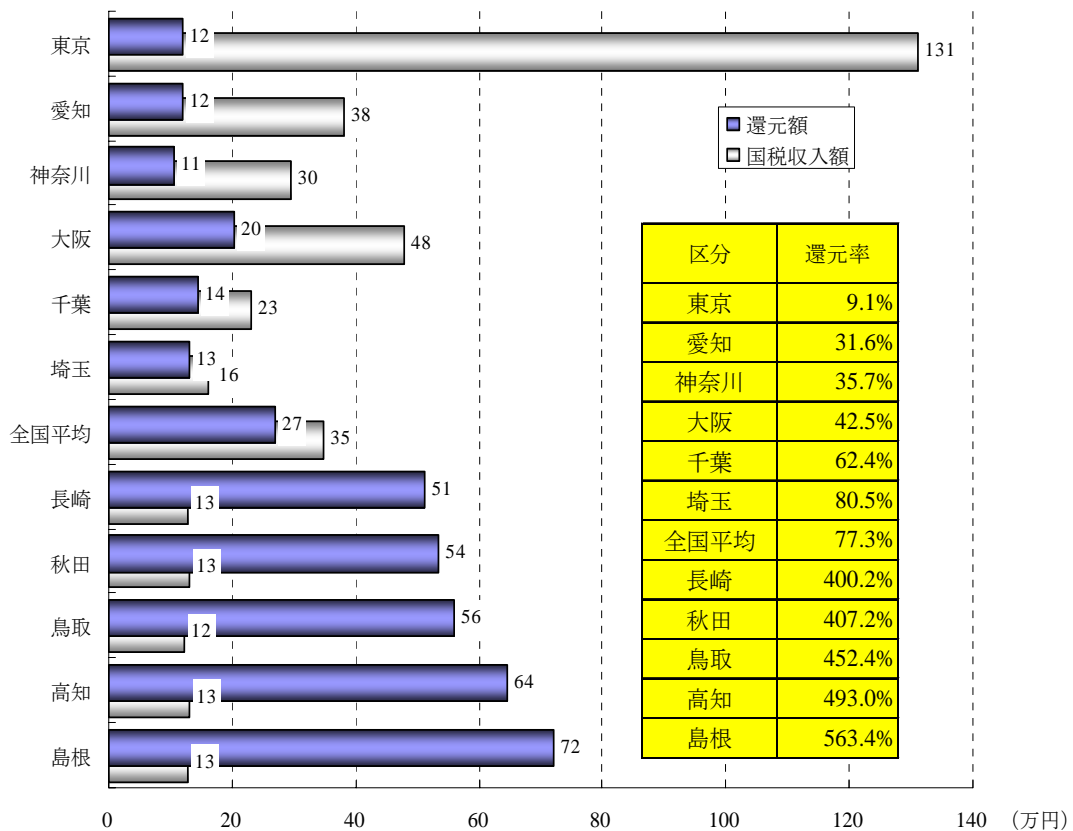
- 国と地方の間で、収入と支出のアンバランスが生じています。
最終支出ベースでは地方が国を上回っているのに対し、国民が負担する租税収入の配分では、国が地方を上回っており、最終支出と税源配分が逆転しています。
- この税源配分のギャップは、地方財源を保障するとともに地方団体間の財源の不均衡を調整している「地方交付税」や用途が特定されている「国庫支出金」などにより補完されています。
- 租税総額 75.4 兆円に対して、歳出総額（純計）は 166.1 兆円となっており、その隙間は国債・地方債などで埋めています。（平成 21 年度決算）



租税の負担と還元

- 東京における平成21年度の国税収入額は16.5兆円で、総額44.3兆円の約37%を占めており、これは都民1人当たり131万円を納税している計算になります。
- 一方、国からは、都民1人当たり12万円しか還元されておらず、これは率にしてわずか9.1%に過ぎません。

都道府県別の国税収入額と国からの還元額（住民一人当たり）



* 「国からの還元額」は、地方交付税、地方特例交付金等、地方譲与税、国庫支出金の合計です。

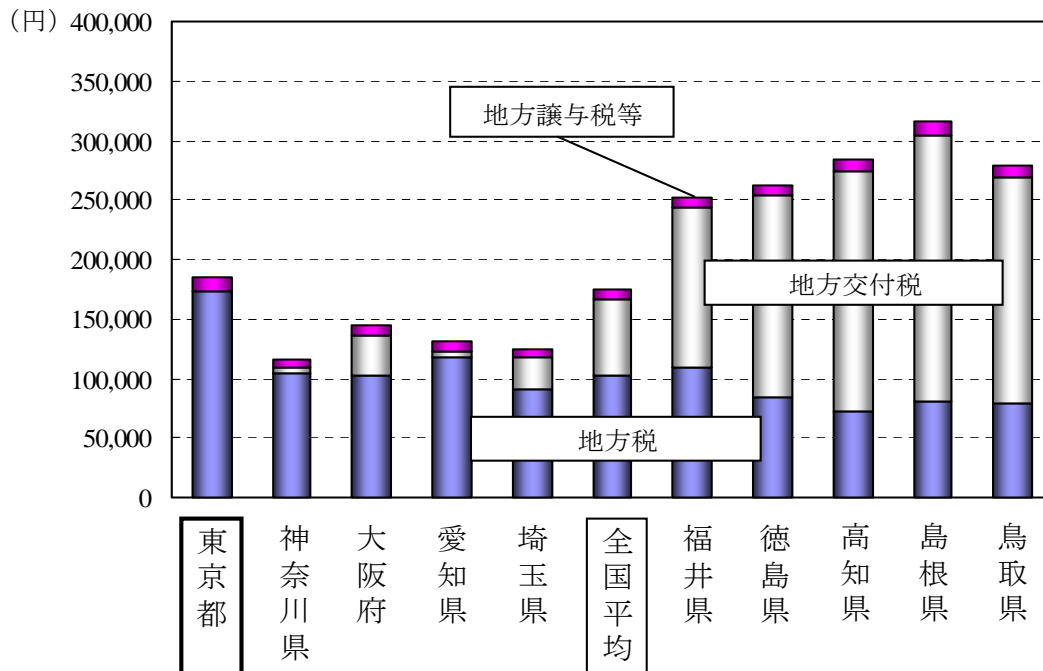
* 算出に用いた金額は平成21年度決算ベース、人口は平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口です。

* 都道府県には域内の区市町村が含まれています。

* 掲載されている団体は、還元率の高い5団体及び低い6団体です。

1人当たりの一般財源額

- 地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、地域間で偏在がありますが、地方交付税によって調整がなされています。



(単位:円)

都道府県	地方税	地方交付税	地方譲与税等	計
東京都	173,510	0	11,981	185,491
神奈川県	104,147	5,816	6,213	116,175
大阪府	103,133	33,538	7,729	144,400
愛知県	117,492	5,694	7,563	130,749
埼玉県	91,203	25,998	6,350	123,551
全国平均	101,885	64,413	8,088	174,386
福井県	108,631	134,661	9,308	252,601
徳島県	84,681	168,407	8,759	261,847
高知県	71,764	202,236	9,207	283,207
島根県	80,977	224,048	10,419	315,444
鳥取県	78,734	189,968	9,643	278,345

- * 地方税の額は、税連動経費など、区市町村に交付する額を除いたものです。
- * 平成21年度決算の数値を用いています。
- * 1人当たりの一般財源額は、平成22年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た額です。
- * 掲載されている団体は、平成22年3月31日現在住民基本台帳登録人口における、人口上位5都府県(東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県)及び下位5県(福井県、徳島県、高知県、島根県、鳥取県)です。

大都市に特有の財政需要

- 情報通信・サービス産業や金融、行政などの機能が集中し、多くの人々が住み働く場である大都市は、特有の財政需要を抱えています。

- ◎ 東京の用地取得費
都の用地取得単価は、他の道府県と比べて非常に高額となっています。

区 分	東京都(A)	都道府県平均(B)	(A)/(B)
用地 1㎡当たりの取得単価	302 千円	28 千円	11 倍

* 平成 21 年度普通会計決算ベースです。

- ◎ 渋滞等対策
都内の慢性的な交通渋滞は、都民の日常生活や企業活動に時間的・経済的な損失を与えるばかりでなく、排気ガスの増加など環境悪化の原因ともなっています。

[自動車旅行速度の状況]

指 標	東京都(区部)	全国平均
混雑時平均旅行速度	18.8 km/h	35.3 km/h

* 国土交通省「平成 17 年度全国道路交通情勢調査」によります。

- ◎ 救急出場
平成 21 年における全国の救急出場は 6.2 秒に 1 回、国民 27 人に 1 人が救急搬送されています。
東京都における救急出場件数は、全国平均(都を除く)を大きく上回っています。

[救急出場件数の状況]

区 分	平成 21 年出場件数	人口 1 万人当たり出場件数
東京都	663,767 件	504 件
全国(都を除く)	4,458,459 件	388 件

- ◎ 首都警察業務
警視庁は、自治体警察の業務に加えて、本来国の責務で行われるべきである首都警察業務を行っています。
- ・ 皇室関係の警衛、警備
 - ・ 国会、総理官邸等の警戒
 - ・ 外国公館の警戒
 - ・ 大臣及び政党等要人の警護